

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 3 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社 田中設備 カブシキカイシャ タナカセツビ
 住所 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 田中 俊光 ダイヒョウトリシマリヤク タナカ トシミツ
 電話番号 0744-24-5736
 FAX番号 0744-24-5769
 メールアドレス tanakasetubi.co@etude.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 3 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 田中設備
住 所 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号
代表者氏名 代表取締役 田中 俊光

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役	タナカ トシミツ 田中 俊光
トリシマリヤク 取締役	タナカ ミエコ 田中 三恵子
トリシマリヤク 取締役	タナカ ヤスヒロ 田中 康博
トリシマリヤク 取締役	タナカ ノブユキ 田中 伸幸
事業の範囲	管工事・土木工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 田中設備
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0812 住所 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号 電話番号 0744-24-5736 F AX番号 0744-24-5769 メールアドレス tanakasetubi.co@etude.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
田中 俊光 田中 トシミツ 藤岡 豪 藤岡 イロシ 田中 千恵 田中 チエ 田中 清子 田中 キヨコ	第 292748 号 第 234118 号 第 292749 号 第 228246 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和7年1月31日 現在

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
管の切断機械器具	エンビカッター	φ13mm～φ50mm	15	VP/HIVP/VE管用
〃	金切り鋸	φ13mm～	5	VP/HIVP/VE管用
〃	バンドソーマンテイス	～φ180mm	2	鋼管/SUS管用
〃	パワーソー	～φ200mm	1	鋼管/塩ビ管用
〃	パワーソー	～φ350mm	1	鋼管/塩ビ管用
〃	配水ホリエチレンカッター	～φ50mm	3	配水用ホリエチレン管
〃	配水ホリエチレンカッター（電子式）	～φ200mm	1	配水用ホリエチレン管
〃	オートパイプカッター	～φ300mm	1	ダクタイル鋳鉄管用
〃	オートパイプカッター	～φ1000mm	1	ダクタイル鋳鉄管用
〃	エアプラズマ切断機	（厚み）～35mm	2	鋼管/SUS/鋳鉄
管の加工機械器具	パイプマシン（ねじ切機）	8A～40A	1	鋼管/SUS
〃	パイプマシン（ねじ切機）	40A～150A	1	鋼管/SUS
〃	やすり	300平型判丸型	5	鋼管/SUS
〃	PEスクレーパ	φ50mm～φ300mm	5	配水用ホリエチレン管
〃	オートパイプカッター（溝加工）	～φ300mm	1	ダクタイル鋳鉄管用
〃	オートパイプカッター（溝加工）	～φ1000mm	1	ダクタイル鋳鉄管用
接合用機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	6	鋼管/塩ビ/ポリ管
〃	パイプレンチ	13A～150A	6	鋼管/塩ビ/ポリ管
〃	塩ビ管連結（スパーパイパー）	～φ100mm	1	塩ビ/コンム輪継手用
〃	パイプ挿入機	～φ220mm	1	塩ビ/コンム輪継手用
〃	パイプ挿入機	～φ330mm	1	塩ビ/コンム輪継手用
〃	配水用PE管EFコントローラ	～φ200mm	2	配水用ホリエチレン管
〃	配水用PE管EFコントローラ	～φ300mm	1	配水用ホリエチレン管
〃	鋳鉄管挿入（レバーホスト）	φ75mm～φ300mm	3	ダクタイル鋳鉄管用
〃	油圧式ジョイント	φ75mm～φ600mm	2	ダクタイル鋳鉄管用
水圧テストポンプ	手動テストポンプ	13cc（吸水量）	2	
〃	電動テストポンプ	3.5ℓ（吸水量）	1	
〃	電動テストポンプ	7.0ℓ（吸水量）	1	

（注）種別の「欄」には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 3 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 田中設備
住 所	奈良県橿原市今井町二丁目4番23号
代表者氏名	代表取締役 田中 俊光

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号
株式会社田中設備

会社法人等番号	1500-01-011879	
商号	株式会社田中設備	
本店	奈良県橿原市今井町二丁目4番23号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成19年8月1日	
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 建築工事業 4. 板金工事業 5. 前記各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	令和3年12月7日変更
		令和3年12月8日登記
資本金の額	金2500万円	令和3年12月7日変更
		令和3年12月8日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>田中義人</u>	平成29年8月15日重任
		平成29年8月16日登記
		令和6年7月9日死亡
		令和6年7月23日登記
	取締役 <u>田中三恵子</u>	平成29年8月15日重任
		平成29年8月16日登記

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号

株式会社田中設備

	取締役 田中康博	平成29年 8月15日重任
		平成29年 8月16日登記
	取締役 田中伸幸	平成29年 8月15日就任
		平成29年 8月16日登記
	取締役 田中俊光	平成29年 8月15日就任
		平成29年 8月16日登記
	奈良県橿原市地黄町54番地の8 代表取締役 田中俊光	令和 1年 9月 1日就任
		令和 1年 9月 2日登記
登記記録に関する事項	設立	平成19年 8月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 1月28日

奈良地方法務局中和支局
登記官

和田谷喜洋



定 款

株式会社 田中設備

平成19年 7月24日 作成

この定款の控えは原本に相違ありません

奈良県橿原市今井町2-4-22

株式会社 田中設備

代表取締役 田中俊光

TEL 0744-24-5736 FAX 0744-24-5769

令和7年2月3日

株式会社田中設備 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社田中設備 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 建築工事業
4. 板金工事業
5. 前記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(募集株式の発行)

第9条 当会社の募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第14条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑又は署名を用いなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが出来る。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故もしくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309号第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。

この場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面等を提出することを要する。

2) 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(員数)

第22条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第25条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2) 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3) 社長は当会社を代表する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式
質権者に配当する。

(除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、
当会社はその支払義務を免れるものとする。

2) 未払いの配当金には利息をつけない。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところ
による。

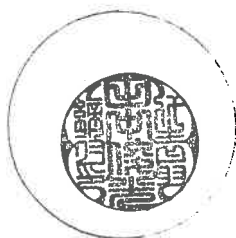
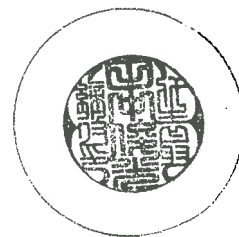
以上、株式会社田中設備の定款に相違ありません。

令和 1年 9月 1日

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号

株式会社田中設備

代表取締役 田 中 俊 光



第二九二七四八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

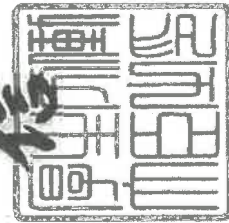
氏名 田中俊光

昭和五十六年十月七日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二三四一八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

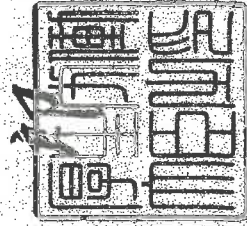
氏名 藤岡 豪

昭和四十七年十一月十三日生

水道法昭和五十年法律第五十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 之



第二九二七四九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

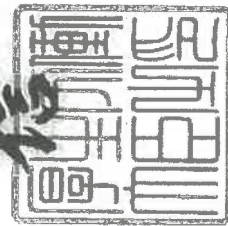
氏名 田中 千恵

昭和五十六年五月三十日生

水道法(昭和五十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二二八二四六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田中清子

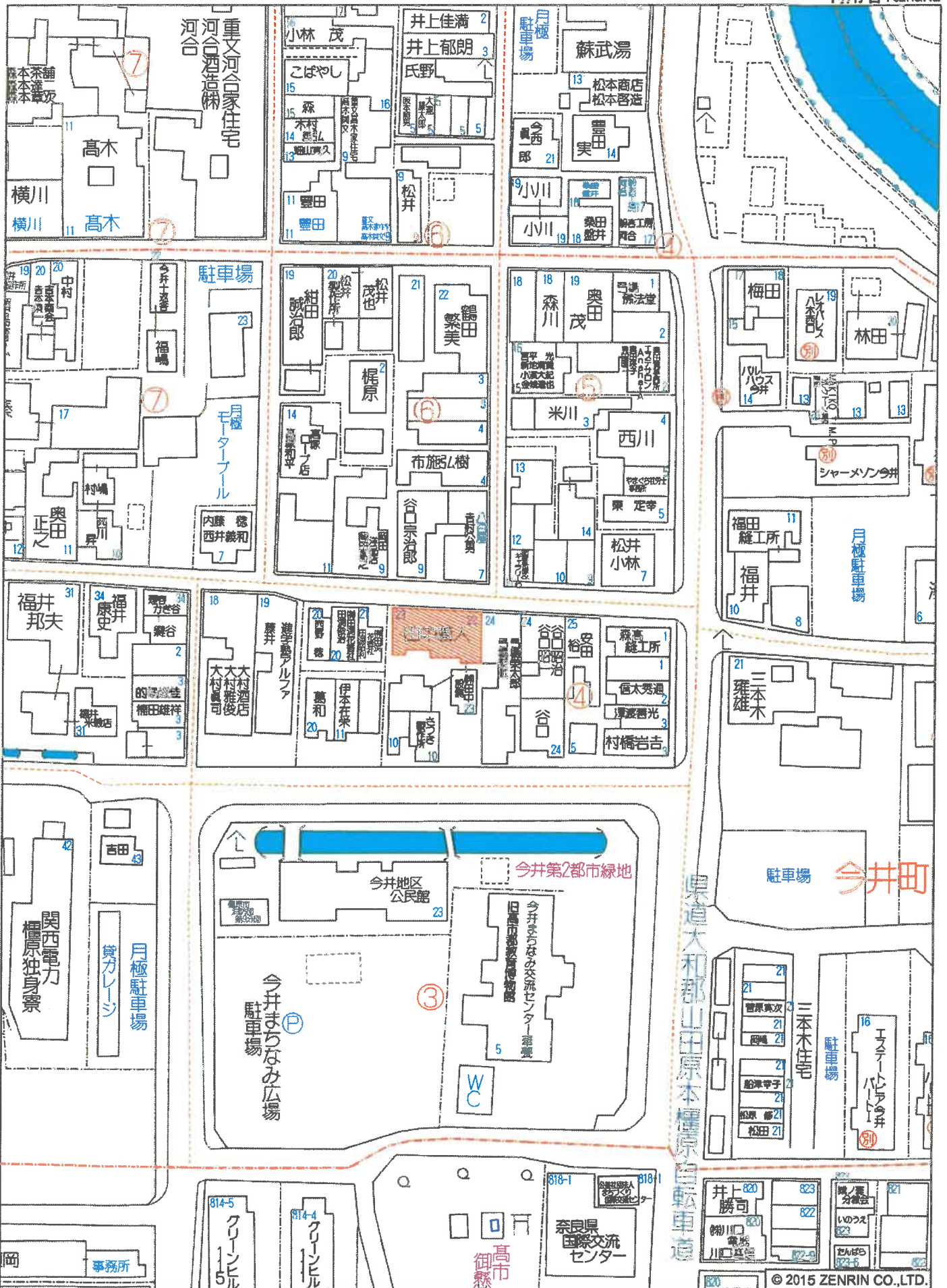
昭和四十九年二月十六日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻秀久

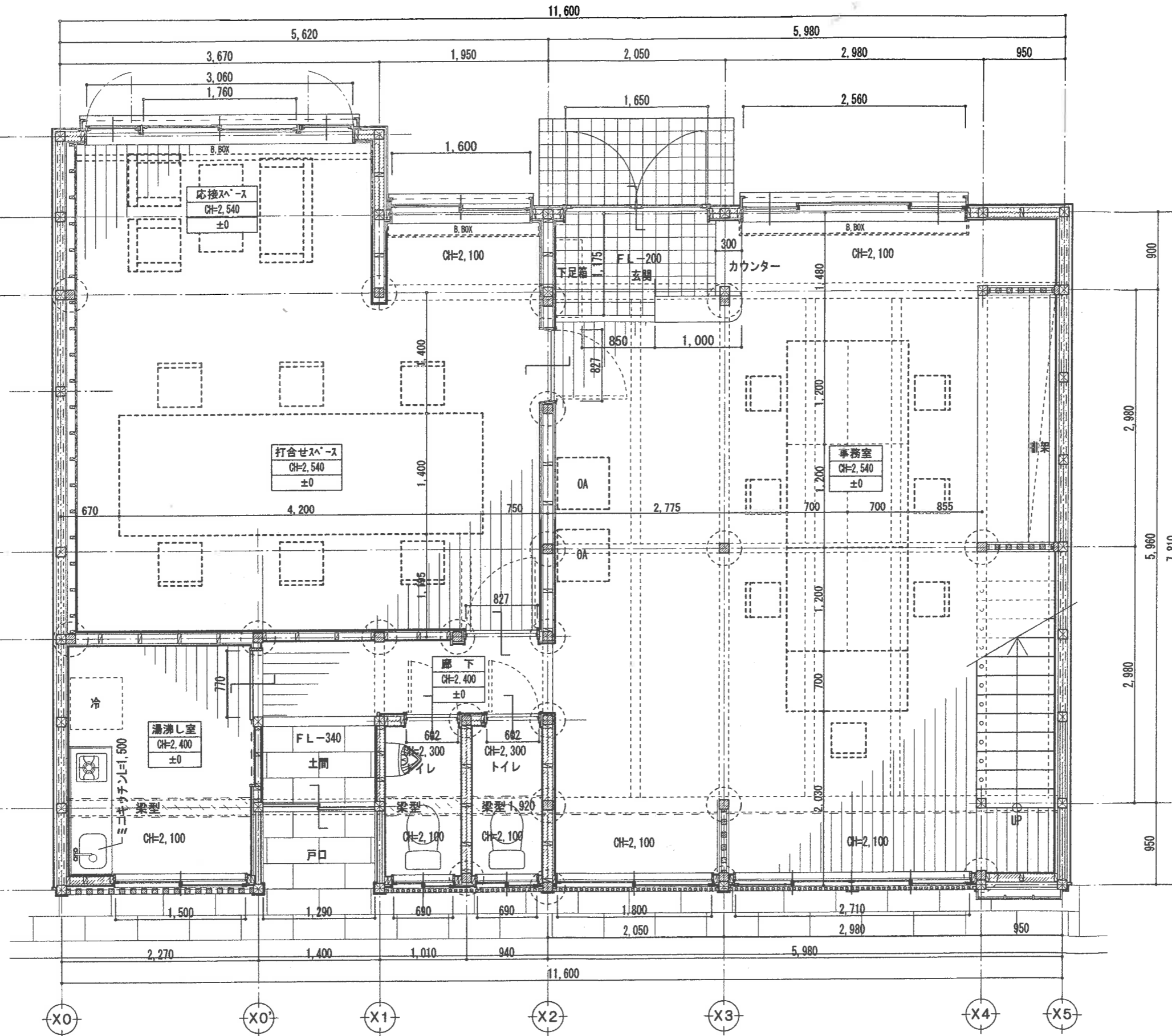
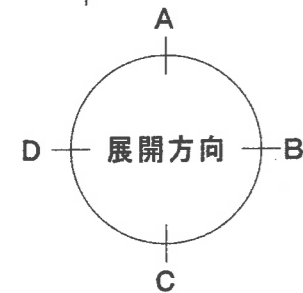




榎原市今井町2丁目付近



Y5
Y4
Y3
Y2
Y1
Y0



1階改修平面図

- 新設柱
- 既設柱
- ⊗ 撤去柱

工事名称

田中邸大規模改修工事

国栖の里デザインルーム

〒639-3434 奈良県吉野郡吉野町国栖481
TEL 0746-36-6439 FAX 0746-36-6439
1級建築士事務所 奈良県知事登録 2020(イ)2564号
1級建築士 藤谷一夫 第184228号

DATA

令和03年04月

図面名称

改修平面詳細図

SCALE No

S=1:50

A-18





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 3 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシカイシャ タナカセツビ株式会社 田中設備
住所 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号
フリガナ代表者氏名 ダイエイ トシマツヤク タナカ トシミツ代表取締役 田中 俊光
電話番号 0744-24-5736
FAX番号 0744-24-5769
メールアドレス tanakasetubi.co@etude.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和7年2月3日

届出者

氏名又は名称 株式会社 田中設備

住 所 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号

代表者氏名 代表取締役 田中 俊光

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 田中設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
田中 俊光	第 292748 号	
藤岡 豪	第 234118 号	
田中 千恵	第 292749 号	
田中 清子	第 228246 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九二七四八号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

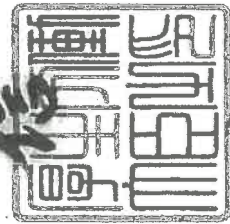
氏名 田中俊光

昭和五十六年十月七日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二三四一一八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

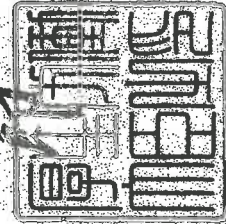
氏名 藤岡 豪

昭和四十七年十一月二十三日生

水道法(昭和五十年法律第百廿七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 之



第二九二七四九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田 中 千 恵

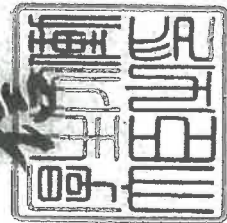
昭和五十六年五月三十日生

水道法(昭和五年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝信



第二八二四六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 田中清子

昭和四十九年二月十六日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻秀久

